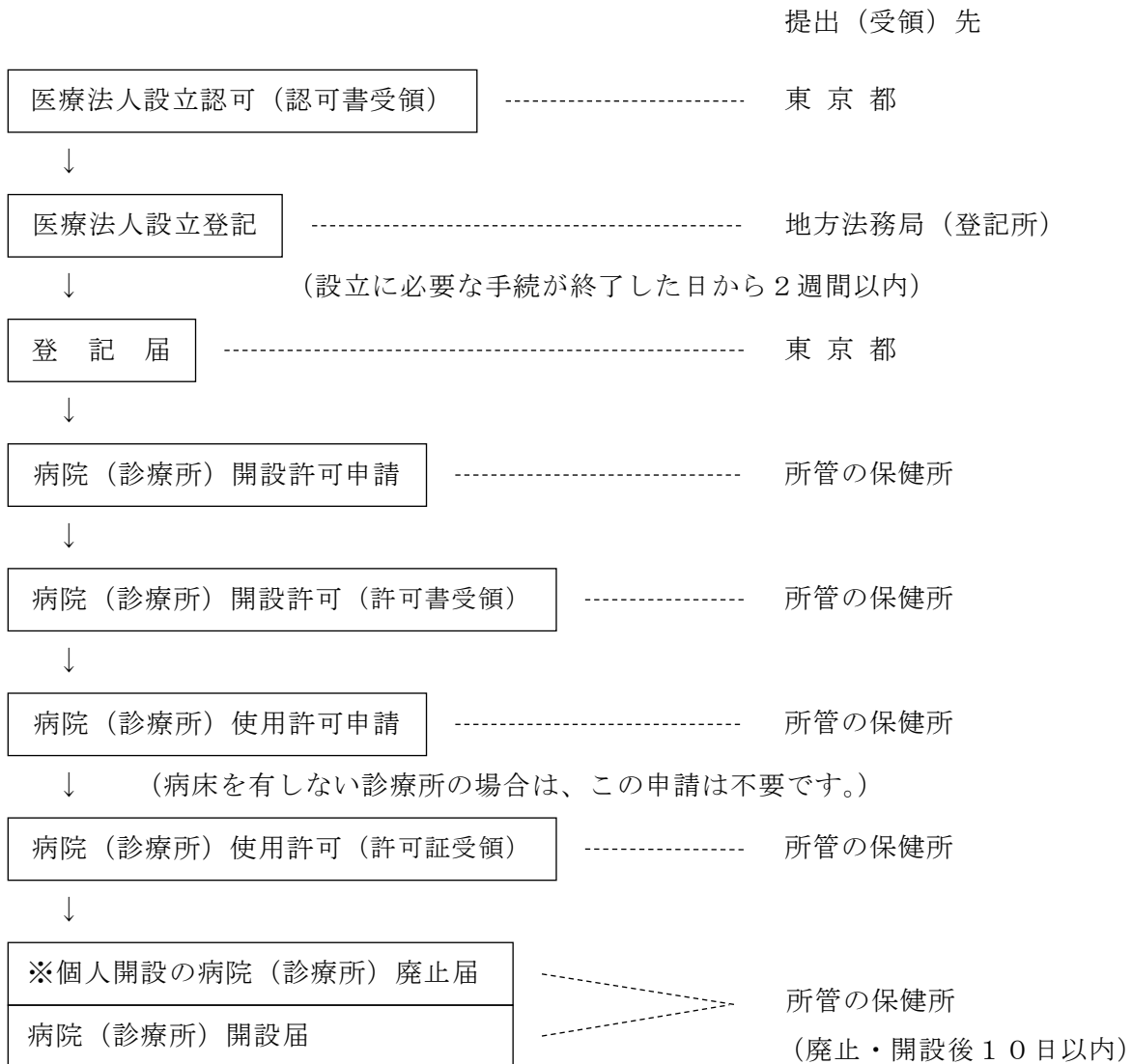


第 1 章 医療法人設立認可後の手続

1 手続の概要（病院（診療所）の場合）

医療法人の設立認可時に、認可書を交付します。認可書を受領した後は、次の事務手続を行ってください。



※ 医療法人設立認可申請時に、個人で病院（診療所）を開設しており、それを医療法人の開設に変更する場合は、個人開設の病院（診療所）を廃止しなければなりません。

※ エックス線装置を有している病院（診療所）は、所管の保健所に備付届等の提出が必要です。

※ 保険医療機関の指定を受ける場合は、所管の地方厚生局に指定申請が必要です。

※ 医療法人成立後、1年以内に上記手続を行わない場合は、設立認可を取り消すことがあります。

2 医療法人の設立登記

(1) 設立登記の手続

ア 医療法人は設立認可を受けた後、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立します。…… 医療法（以下「法」という。）第46条第1項

イ 医療法人の登記に関する手続は、組合等登記令により規定されています。

ウ 設立時の登記事項及び登記例は、次のとおりです。

	登 記 事 項	登 記 例	備 考
1	目 的 等	病院（診療所、介護老人保健施設又は介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設又は介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 医療法人〇団〇〇会〇〇病院（診療所・介護老人保健施設・介護医療院）	
2	名 称	医療法人〇団〇〇会	
3	主 たる 務 所	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	定款（寄附行為）で従たる事務所を定めたときは、従たる事務所も登記します。
4	役員に関する事項	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 理事長 〇 〇 〇 〇	
5	資 産 の 総 額	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	財産目録の純資産（正味資産額）とします。

エ 医療法人の設立登記は、設立の認可、その他設立に必要な手続（拠出額の払込み等）が終了した日から2週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する地方法務局（登記所）で行わなければなりません。

また、従たる事務所を置く場合は、主たる事務所の所在地の登記をした日から2週間以内に、従たる事務所の所在地を管轄する登記所で登記しなければなりません。

※ 拠出（財団の場合は寄附）（以下「拠出（寄附）」という。）を受けて医療法人の資産となった土地、建物については、所有権移転登記を行ってください。

(2) 登記届の提出

設立登記が完了した後、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を取り、医療法人

の登記事項の届出を、東京都知事宛てに提出してください。

(第3章「4 登記届」参照)

3 病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院の開設

設立の登記が完了することにより、医療法人が成立します。

医療法人成立後は、定款（財団の場合は寄附行為）（以下「定款（寄附行為）」という。）に定める病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「診療所等」という。）の開設の手続きを行ってください。成立後、1年以内に診療所等を開設しない場合は、設立の認可を取り消すことがあります。…………… 法第65条

開設の手順は次のとおりです。

（1）設立登記が完了した後、定款（寄附行為）に定める診療所等の開設許可申請を所管の保健所に行ってください。…………… 法第7条第1項

（2）（1）による開設許可を受けた後、診療所等の施設の使用開始予定時期を考慮したうえで、所管の保健所に使用許可申請を行ってください。…………… 法第27条
（病床を有しない診療所の場合は、この申請は不要です。）

（3）（2）による使用許可を受けて開設後10日以内に、所管の保健所に開設届を提出してください。

※ 病床を有しない診療所については、（1）による開設許可を受けて開設後10日以内に、所管の保健所に開設届を提出してください。

…………… 医療法施行令（以下「令」という。）第4条の2第1項

なお、個人開設から医療法人開設に切り替えた場合は、従来の開設者名での廃止届を、上記開設届と同時に所管の保健所に提出してください。……………法第9条第1項

(参考) 申請書等一覧

	申 請 書	提出先	許可(受理) 権 者	部数	様式番号
病院を開設する場合	病 院 開 設 許 可 申 請 書	保健所	東京都知事	3 部	第1号様式の3
	病 院 使 用 許 可 申 請 書	〃	〃	〃	第20号様式
	病 院 開 設 届	〃	〃	〃	第6号様式
	病 院 廃 止 届	〃	〃	〃	第13号様式
診療所を開設する場合	診 療 所 開 設 許 可 申 請 書	〃	保 健 所 長	2 部	第2号様式
	歯 科 診 療 所 開 設 許 可 申 請 書	〃	〃	〃	第3号様式
	診療所（歯科診療所）使用許可申請書	〃	〃	〃	第20号様式
	診 療 所 （ 歯 科 診 療 所 ） 開 設 届	〃	〃	〃	第6号様式の2
	診 療 所 （ 歯 科 診 療 所 ） 廃 止 届	〃	〃	〃	第13号様式

(注) 様式は、医療法施行細則に規定されています。

4 その他の手続

医療法人成立後は、所管の地方厚生局への保険医療機関の指定申請のほか、税務署、都税事務所、区市町村、労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所等の諸官庁への手続も必要です。

銀行口座の変更、電気、水道、ガス、電話等の名義変更や、抛出（寄附）を受けて法人の資産となったものの名義換えの手続も必要です。

第2章 医療法人運営の手続

1 医療法人の機関の設置

……… 法第46条の2

- (1) 社団たる医療法人は、社員総会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません。
- (2) 財団たる医療法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません。

2 社員及び社員総会

……… 法第46条の3から第46条の3の6

(1) 社員

ア 社団たる医療法人は、複数の人が集まって組織された団体で、その構成員を社員といいます。従業員とは異なります。

イ 社員は、社員総会という合議体の一員なので、3人以上必要です。

ウ 社員は、社員総会において法人運営の重要事項について議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者を名目的に選任することは適当ではありません。

エ 社員の入社については、社員総会で適正な手続がなされ、承認を得ることが必要です。

また、社員は定款上の手続を経て退社します。

オ 社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければなりません。

(2) 社員総会

ア 社団たる医療法人の理事長は、年2回以上、定款で定める時期に定時社員総会を開かなければなりません。

また、理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができます。

イ 社員総会は、法に規定する事項及び定款で定めた事項について決議をすることができます。

< 社員総会決議事項 >

- ・ 理事及び監事の選任及び解任
- ・ 定款の変更
- ・ 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- ・ 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- ・ 収支予算及び決算の決定又は変更
- ・ 重要な資産の処分
- ・ 借入金額の最高限度の決定
- ・ 社員の入社及び除名
- ・ 解散
- ・ 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画※の決定

※分割は経過措置型医療法人を除く

- ・ その他重要な事項

ウ 法の規定により社員総会における決議を必要とする事項について、理事、理事会その他社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しません。

エ 決議は、社員総会の招集通知によりあらかじめ通知した事項についてのみ行うことができます。

オ 社員は、各一個の議決権を有します。

カ 社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができません。

なお、細則等別段の定めがある場合を除き、委任状による出席は原則として認められません。

また、社員総会の議長は、社員総会において選任します。

キ 社員総会の議事は、法又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

ク 上記キの場合において、議長は、社員として議決に加わることはできません。

ケ 社員総会の決議について特別の利害関係を有する社員は、議決に加わることはできません。

コ 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければ

なりません。

また、議事録は社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。

3 評議員及び評議員会 …… 法第46条の4から第46条の4の7及び第54条の9の2

(1) 評議員

ア 評議員となる者は、次に掲げる者とする必要があります。

- ① 医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ② 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ③ 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ④ ①から③までに掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

イ 次に該当する者は評議員となることができません。

- ① 法人
- ② 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 医療法、医師法、歯科医師法等の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ④ ③に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 評議員は、当該財団たる医療法人の役員又は職員を兼ねることができません。

(2) 評議員会

ア 評議員会は、理事の定数を超える数の評議員をもって組織する必要があります。

イ 財団たる医療法人の理事長は、年2回以上寄附行為で定める時期に定時評議員会を開かなければなりません。(決算の承認と収支予算の決定に関する意見聴取のため年2回開催することとなります。)

また、理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができます。

ウ 理事長は、医療法人が次に掲げる行為をするには、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければなりません。

- ① 寄附行為の変更
- ② 予算の決定又は変更
- ③ 借入金の借入れ
- ④ 重要な資産の処分
- ⑤ 事業計画の決定又は変更
- ⑥ 合併及び分割
- ⑦ 目的たる業務の成功の不能による解散
- ⑧ その他医療法人の業務に関する重要事項として寄附行為で定めるもの

エ 上記イの事項については、評議員会の決議を要する旨を寄附行為で定めることができます。

オ 法の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする寄附行為の定めは、その効力を有しません。

カ 決議は、評議員会の招集通知によりあらかじめ通知した事項についてのみ行うことができます。

キ 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができません。

なお、細則等別段の定めがある場合を除き、委任状による出席は原則として認められません。

ク 評議員会の議事は、法に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

ケ 上記キの場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできません。

コ 評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。

サ 評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

シ 理事長は、毎会計年度終了後３月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければなりません。

ス 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなけれ

ばなりません。

また、議事録は評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。

4 役員の選任及び解任

……… 法第46条の5から第46条の5の4

(1) 役員の選任

ア 医療法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。

イ 社団たる医療法人の役員は、社員総会の決議によって選任します。

ウ 財団たる医療法人の役員は、評議員会の決議によって選任します。

エ 次に該当する者は役員となることができません。

① 法人

② 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認可、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

③ 医療法、医師法、歯科医師法等の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

④ ③に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

オ 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者を理事に加えなければなりません。ただし、医療法人が病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を2以上開設する場合において、東京都知事の認可を受けたときは、管理者の一部を理事に加えないことができます。

また、管理者たる理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失います。ただし、理事の職への再任を妨げるものではありません。

カ 監事は、当該医療法人の理事又は職員を兼ねることはできません。

キ カ以外に、次の者は、監事に就任することができません。

① 医療法人の理事（理事長を含む。）の親族（民法第725条の規定に基づく親族）

② 医療法人に出資（拠出）している個人

③ 医療法人と取引関係・顧問関係にある個人、法人の従業員 等

例：医療法人の会計・税務に関与している税理士、税理士事務所等の従業員

ク 未成年者が役員に就任することは適当ではありません。

ケ 医療法人と取引関係にある営利法人等の役員が医療法人の役員に就任することは、非営利性という観点から原則認められません。

コ 役員は、自然人に限られます。

(2) 役員の任期

役員の任期は、2年を超えることはできません。ただし、再任を妨げません。

(3) 役員の解任

ア 社団たる医療法人の役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができます。ただし、監事を解任する場合は、出席者の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができません。

イ 財団たる医療法人の役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その役員を解任することができます。ただし、監事を解任する場合は、出席者の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができません。

① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

5 理事

……… 法第46条の6から第46条の6の4

(1) 理事長の代表権等

ア 医療法人の理事のうち一人は、理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選出しなければなりません。理事長を医師又は歯科医師とする趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し問題が惹起されるような事態を未然に防止しようとするものであることです。ただし、東京都知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができます。

イ 理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します。

ウ 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任される理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有します。

エ 複数の医療法人の理事長を兼務することは適当ではありません。

(2) 理事の責務等

ア 理事は、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければなりません。

イ 理事は、法令及び定款又は寄附行為並びに社員総会又は評議員会の決議を遵守し、医療法人のため忠実にその職務を行わなければなりません。

ウ 理事は、競業及び利益相反取引を行う場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。また取引後、遅延なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければなりません。

(3) 理事の報酬等

理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として医療法人から受ける財産上の利益をいう。）は、定款（寄附行為）にその額を定めていないときは、社員総会又は評議員会の決議によって定める必要があります。

6 理事会

……… 法第46条の7から第46条の7の2

(1) 理事会の職務

ア 理事会は、全ての理事で組織します。

イ 理事会は、次に掲げる職務を行います。

- ① 医療法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長の選出及び解職

ウ 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができません。

- ① 重要な資産の処分及び譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 医療法人に対する役員等の損害賠償責任の免除

(2) 理事等による理事会への報告

ア 理事長は、医療法人の業務を執行し、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません。ただし、定款（寄附行為）で、毎事業年度に

4箇月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、その定めにより報告しなければなりません。

イ 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しません。ただし、アの報告については、現実開催された理事会において行う必要があります。

(3) 理事会

ア 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行います。なお、委任状による出席や代理人による議決は認められません。

イ アの決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

ウ 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款（寄附行為）で定めることができます。

エ 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければなりません。

また、議事録は理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。

7 監事

……… 法第46条の8から第46条の8の3

(1) 監事の職務等

ア 医療法人の業務を監査すること。

イ 医療法人の財産の状況を監査すること。

ウ 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は評議員会及び理事会に提出すること。

エ ア又はイによる監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを東京都知事、社員総会若しくは評議員会又は理事会に報告すること。

オ エの報告をするために必要があるときは、社員総会を招集し、又は理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

カ 理事が社員総会又は評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の

資料を調査すること。この場合において、法令若しくは定款（寄附行為）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会又は評議員会に報告すること。

（２）監事による理事会の招集等

ア 監事は理事会に出席する義務があり、必要があると認めるときは、意見を述べなければなりません。

イ 監事は、（１）エの場合において、必要があると認めるときは、理事に対して、理事会の招集を請求することができます。

８ 役員等の損害賠償責任

……… 法第47条から第49条の3

医療法人に損害が生じた場合に、医療法人の評議員又は理事若しくは監事はその任務を怠ったときは、医療法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。

９ その他の留意点

（１）基本事項

ア 医療法人の行為は、すべて法令等、定款（寄附行為）、社員総会（財団の場合は理事会）の決定に拘束され、理事長等が独断で処理することはできません。

日常の業務、金銭出納等については、社員総会等の委任を受けているものとみなされますが、一定の規模を超える新たな義務の負担（借入金、改修工事、高価な物品の購入で予算に計上されていないもの等）については、社員総会（財団の場合は理事会）の議決を経なければなりません。

イ 理事は、医療法人の資産の管理において、私生活のそれと混同することができません。

ウ 医療法人は、開設する診療所等の業務を行うために必要な施設、設備、資金を有しなければなりません。

……… 法第41条、医療法施行規則（以下「規則」という。）第30条の34

（２）業務の範囲

ア 医療法人は、法令等及び定款（寄附行為）に規定する業務以外の業務は、収益を伴わないものであっても、一切行うことができません。…… 法第39条、法第42条

イ 医療法人は、開設している診療所等の業務に支障のない限り、法第42条に定める業

務（附帯業務）を行うことができます。ただし、この業務を行う場合は、定款（寄附行為）に定めなければなりません。…………… 法第42条

医療法人が行うことができる附帯業務については、厚生労働省医政局長通知「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日付医政発第0330053号）で定められています。

ウ 医療法人は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として公の施設である診療所等を管理する業務を、本来業務として行うことができます。ただし、指定管理者として公の施設の管理のみを行う医療法人を設立することは、法第39条の趣旨に反するため、認められません。

（3）剰余金配当の禁止

医療法人は、利益の配当を行うことができません。事実上、配当と見なされるような行為も厳に慎むべきです。決算後生ずる利益剰余金は、積立金とし、施設改善、従業員の待遇改善等に充てるのが適当です。剰余金があるからといって、役員等に対して金銭の貸付等を行うことはできません。…………… 法第54条

＜剰余金配当とみなされる例＞

- ・ 役職員及び利害関係者等に対する貸付（全役職員を対象とした福利厚生規程を設けた場合を除く。）
- ・ 役員等特定の人のみが居住する社宅の所有又は賃借
- ・ 役員等特定の人のみが使用する保養施設の所有
- ・ 理事長等が経営する営利法人に資金援助
- ・ 理事長等の個人的な借入の返済又は、法人資産を担保提供 等

（4）基金制度（持分の定めのない医療法人社団の場合）

…………… 規則第30条の37、規則第30条の38

ア 基金とは、医療法人社団に拠出された金銭その他の財産であり、医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務を負うものです。基金制度を採用することにより、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図ることができます。

イ 基金制度を採用する場合は、医療法人は、制度について定款に定めなければなりません。

ウ 基金を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければなりません。

- ① 募集に係る基金の総額
- ② 金銭以外の財産を抛出の目的とするときは、その旨及び当該財産の内容・価額
- ③ 金銭の払込み又は②の財産の給付の期日又はその期間

エ 医療法人は、募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対して、基金の募集事項に関する通知をしなければなりません。

オ 医療法人は、申込者の中から基金の割当てを受ける者を定めて、その者に割り振る基金の額を定めなければなりません。この場合は、当該申込者に割り当てる基金の額を、申込額より減額することもできます。

カ 基金を引き受けようとする者が、基金の総額の引受けを行う契約を締結する場合は、エ、オは適用しません。

キ 基金に抛出する現物抛出の総額が、500万円を超える場合は、その価額が相当であるという弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（参考様式は[設立の手引](#)を参照）が必要です。

ク 次に掲げる者は、キの証明をすることができません。

- ① 医療法人の社員、役員、従業員
- ② 基金の引受人
- ③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- ④ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が①、②に掲げる者に該当する場合

ケ 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければなりません。

医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合は、当該会計年度の次の会計年度の決算に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができます。

- ① 基金（代替基金を含む。）の総額
- ② 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

コ ケに違反して基金の返還をした場合は、返還を受けた者及び返還に関する職務を行なった業務執行者は、医療法人に対して、連帯してケに違反して返還された額を弁済する責任を負います。

また、ケに違反して基金の返還がされた場合は、医療法人の債権者は、返還を受けた者に対し、返還の額を医療法人に対して返還することを請求することができます。

サ 基金の返還を行う場合は、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上する必要があります。代替基金は、取り崩すことができません。

シ 基金の返還に係る債権には、利息を付することができません。

ス 特定医療法人及び社会医療法人は、基金制度を採用することができません。

※ 基金拠出契約書等の書類については、参考書式を掲載します。

(5) 閲覧

東京都知事は、定款（寄附行為）、事業報告書等、監事の監査報告書等について閲覧請求があった場合は、閲覧に供さなければなりません。事業報告書等、監事の監査報告書等については、直近3年分が閲覧対象です。閲覧請求者に関する規制はありません。

……… 法第52条第2項

なお、令和4年3月公布の医療法施行規則の一部を改正する省令で、閲覧に供する場合は都道府県のホームページ等に掲載するなど、インターネットの利用により実施すること、とされました。このことに基づいて東京都では令和7年4月現在、閲覧の対象となる定款（寄附行為）や直近3年分の事業報告書等、監事の監査報告書等について、[オンライン上](#)で「閲覧申込み」を行えば誰でも閲覧できるシステムを利用料無料で提供しています。

第3章 各種届出

医療法人の役員に変更があった場合、登記事項に変更が生じた場合、医療法人の決算が終了した際等は、それぞれに関する届出を、東京都知事宛てに提出しなければなりません。

(必要書類については、下記及び「各種届出の添付書類一覧表」を参照)

※ 届出書類の作成に当たっては、本手引の様式を使用してください。

なお、著しい記載漏れや添付資料の欠落がある場合は提出を受け付けることができませんので、ご注意ください。また届出内容によっては、追加書類の提出を求める場合があります。

各届出様式は、東京都保健医療局のホームページからダウンロードしてください。

東京都保健医療局>医療政策>医療法人の設立・運営>「医療法人運営の手引」

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/hojin/uneitebiki.html>

東京都保健医療局>医療政策>医療法人の設立・運営>「届出等様式」

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/hojin/shinsei_hojin

各種資料への押印の要否については、ホームページ上に掲載している医療法人に関する手続の押印廃止についてのとおりです。

1 役員変更届(医療法人役員変更届) (提出方法:紙のみ)

医療法人は、役員に変更があった場合(任期満了に伴う重任の場合を含む。)は、医療法人の役員変更届を、遅滞なく東京都知事宛てに提出しなければなりません。

なお、開設した診療所等の管理者を変更した場合で、役員に変更がない場合は、役員変更届の提出は不要です。…………… 令第5条の13

添付書類は、次のとおりです。(各種証明書は、発行から3か月以内のものを添付してください。)

(1) 新たに役員に就任する場合

ア 役員改選を行った会議(社員総会、理事会(役付理事の場合)、評議員会)の議事録
(写しの場合は原本と相違ない旨の理事長の証明があること。)

イ 新役員の履歴書(医療法第46条の5第5項が準用する第46条の4第2項の役員
欠格事由に該当しない旨の誓約があること。)(押印は実印による。)

ウ 新役員の役員就任承諾書(押印は実印による。)

エ 新役員の印鑑登録証明書（A4版より小さい証明書は、A4用紙に貼付すること。
割印は不要です。）

オ 理事長が変更になる場合は、医師（歯科医師）免許証の写し

カ 開設・経営する営利法人等の役職員を兼務する場合は、兼務する営利法人等の規
模・取引内容が確認できる書類（登記事項証明書等）

キ 役員名簿

（2）任期途中で役員を辞任する場合

ア 辞任を承諾確認した会議（社員総会、理事会（役付理事の場合）、評議員会）の議事
録（写しの場合は原本と相違ない旨の理事長の証明があること。）

イ 辞任届（押印は実印による。）

※管理者たる理事退任の場合は、辞任届又は管理者を退いたことが確認できる資料
（診療所開設許可（届出）事項一部変更届、管理者の変更を議決した理事会議事録
等の写し）を添付

ウ 役員名簿

※ 管理者たる理事が管理者の職を退いたときは、理事の職を失います。引き続き医
療法人の理事を務める場合は、再任する旨を議案として議事録へ記載してください。

（3）任期満了に伴い役員を重任する場合・退任する場合

ア 重任……会議（社員総会、理事会、評議員会）の議事録（写しの場合は原本と相
違ない旨の理事長の証明があること。）（記載例あり）

履歴書（前回提出した履歴書から経歴に変更がある場合のみ）

就任承諾書（原則は不要ですが、重任する役員が選任された会議に欠席し
ている場合や、議事録上就任承諾の意思を明記していない場合は必要で
す。）

イ 退任……会議（社員総会、理事会、評議員会）の議事録（写しの場合は原本と相
違ない旨の理事長の証明があること。）辞任届は不要です。

ウ 役員名簿

（4）役員が死亡した場合

ア 死亡を確認できる書類（除籍個人事項証明書（除籍謄抄本））等（原本）
又は死亡診断書の写し等）

イ 役員名簿

(5) 役員に改姓・住所変更が生じた場合

ア 改姓……該当者に係る戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）（原本）

イ 住所変更……住民票（原本）

※住民票については、個人番号（マイナンバー）の記載がされていないもの、該当者の情報のみのものを添付してください。本籍地の記載も不要です。

2 事業報告書等（提出方法：紙またはWAM-NETからのオンライン提出）

医療法人は事業報告書等を作成し、東京都知事宛に提出しなければなりません。

(1) 提出方法

事業報告書等及び経営情報の報告（後述）については、書面による提出のほか、令和7年現在、厚生労働省が運営するWAM-NETからのオンライン提出が可能です。WAM-NETの利用に際しては、事前に利用登録が必要です。利用登録に関する御案内は、当課のホームページを御確認ください。

(2) 事業報告書等の作成・承認の流れ …… 法第51条から第52条

ア 毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書等を作成する。

イ 事業報告書等について、監事の監査を受ける。

ウ 監事の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受ける。

エ 理事は、理事会で承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出する。

オ 理事は、社員総会の招集の通知に際して、社員に対し理事会の承認を受けた事業報告書等を提供する。

カ 事業報告書等のうち、貸借対照表及び損益計算書は社員総会の承認を受ける。貸借対照表及び損益計算書以外の事業報告書等の内容は社員総会に報告する。

キ 事業報告書等及び監事の監査報告書を、毎会計年度終了後3月以内に東京都知事に提出する。

※ 法第51条第2項に該当する法人は、公認会計士又は監査法人の監査を受ける必要があります（法第51条第2項の「厚生労働省令で定める基準」とは規則第33条の2）。また、貸借対照表及び損益計算書については、社員総会の承認後、公告しなければなりません（法第51条の3）。

(3) 事業報告書等の添付書類

ア 事業報告書等届出書 ……紙提出の場合は添付必要（押印不要）。WAM-NETの場合不要。

- イ 事業報告書
- ウ 財産目録
- エ 貸借対照表
- オ 損益計算書
- カ 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- キ 監事の監査報告書（押印不要）

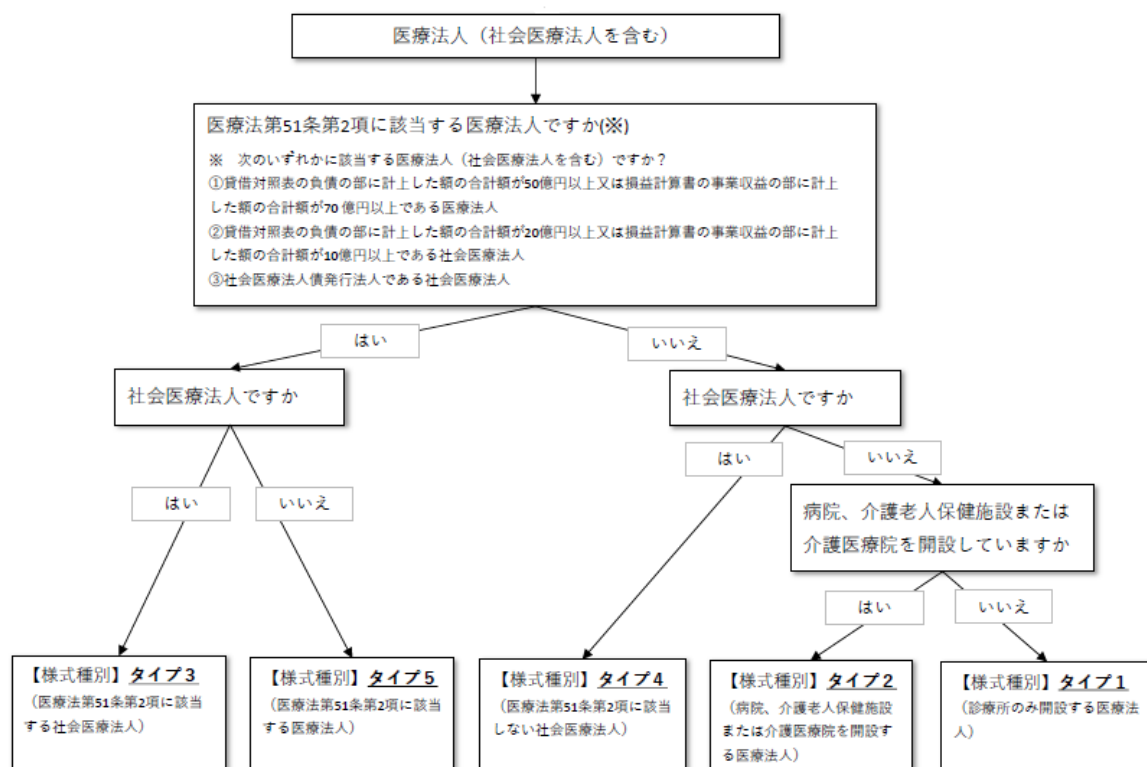
なお、医療法人の形態により、提出する様式が異なりますので、次項を参照の上、該当する様式を使用してください。

（４）作成様式（令和５年９月29日改正）

様式は医療法人の形態によって異なりますので、以下の図を確認の上、該当するタイプの様式を使用してください。

※事業報告書等については、閲覧の対象（公開）となります（医療法第52条第2項）。

※タイプ別の作成様式



	様式名称	タイプ1	タイプ2	タイプ3	タイプ4	タイプ5
		診療所のみ開設	病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設	医療法第51条第2項に該当する社会医療法人	医療法第51条第2項に該当しない社会医療法人	医療法第51条第2項に該当する医療法人
1	事業報告書等届出書	○	○	○	○	○
2	事業報告書	様式1	様式1	様式1	様式1	様式1
3	財産目録	様式2	様式2	様式第三号	様式2	様式第三号
4	貸借対照表	様式3-2	様式3-1	様式第一号	様式3-1	様式第一号
5	損益計算書	様式4-2	様式4-1	様式第二号	様式4-1	様式第二号
6	関係事業者との取引に関する報告書	様式 5	様式 5	様式 5	様式 5	様式 5
7	監事監査報告書	様式 6	様式 6	様式 6	様式 6	様式 6
8	純資産変動計算書			様式第四号		様式第四号
9	附属明細書	有形固定資産等明細表		様式第五号		様式第五号
10		引当金明細表		様式第六号		様式第六号
11		借入金等明細表		様式第七号		様式第七号
12		有価証券明細表		様式第八号		様式第八号
13		事業費用明細表		様式第九の一号 様式第九の二号		様式第九の一号 様式第九の二号

※タイプ別の作成様式については、ホームページからダウンロードをしてください。

東京都保健医療局＞医療政策＞医療法人の設立・運営＞届出等様式＞事業報告書

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/hojin/shinsei_hojin/kessan.html

3 経営情報の報告（医療法人が運営する病院・診療所にかかる経営情報の報告）

（提出方法：紙またはWAM-NETからのオンライン提出）

全ての医療法人は、毎会計年度終了後に、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとの収益及び費用等の情報（以下「経営情報等」という。）を東京都知事に報告しなければなりません。

……… 法第69条の2第2項

（1）報告の提出方法

事業報告書等及び経営情報の報告については、書面による提出のほか、令和7年現在、厚生労働省が運営するWAM-NETからのオンライン提出が可能です。WAM-NETの利用に際しては、事前に利用登録が必要です。利用登録に関する御案内は、当課のホームページを御確認ください。

（2）報告対象となる医療法人

令和5年8月以降に決算期を迎える全ての医療法人が対象となります。

ただし、医療法人が、当該報告に係る会計年度における法人税の申告において租税特別措置法第67条第1項の規定による社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用して所得の金額を計算した場合（いわゆる「四段階税制」を適用した場合）には、当該会計年度に係る報告の対象外となります。

(3) 作成様式

ア 病院に係る報告事項【様式1】

経営状況に関する情報、職種別給与総額及びその人数に関する情報

イ 診療所に係る報告事項【様式2】

経営状況に関する情報、職種別給与総額及びその人数に関する情報

ウ 「報告対象外医療法人」報告書【様式3】

※ウは報告対象外となる医療法人が提出する様式

紙で提出する場合は上記に加え、表紙となる「医療法人の経営情報等報告書」の添付が必要です。

(4) 報告期限

医療法人から都道府県知事への報告は、当該医療法人の会計年度終了後3月以内に、行わなければなりません。

ただし、法第51条第5項の規定により、公認会計士又は監査法人の監査を受ける必要があるとされている医療法人は、会計年度終了後4月以内までに報告を提出しなければなりません。

(5) その他

経営情報の報告に係る様式の作成方法等詳細についてのお問い合わせは、当課では受け付けておりません。(独)福祉医療機構の設置する以下のお問い合わせフォームからお願いします。

(独)福祉医療機構「[医療法人経営情報報告相談窓口](#)」

0570-783-867 (平日午前9時から午後5時まで)

4 [登記届\(医療法人の登記事項の届出\)](#) (提出方法:紙のみ)

医療法人は、登記事項に変更があった場合や解散、合併、分割、清算人の就任又は変更、清算の終了の場合には、登記を行わなければなりません。

……… 法第43条第1項、組合等登記令

登記を行ったときは、医療法人の登記事項の届出を、遅滞なく、東京都知事宛てに提出しなければなりません。

……… 令第5条の12

添付書類としては、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(原本)が必要です。

医療法人が行う登記については、一般的に、次のようなものが挙げられます。

(1) 毎年必ず登記するもの

資産総額の変更（決算終了後、資産の総額を登記します。）

登記の時期は、事業年度（会計年度）終了後3月以内です。

(2) その都度登記するもの

ア 理事長の変更

※ 改姓、住所変更を含みます。任期満了で重任する場合も登記が必要です。

イ 定款（寄附行為）変更認可による登記事項の変更

例：新たな診療所の開設

ウ 事務所の所在地の変更

これらの登記の時期は、主たる事務所の所在地においては変更が生じた後2週間以内、従たる事務所の所在地においては、変更が生じた後3週間以内です。

※インターネット登記情報サービスの登記情報は、登記官の認証文や登記官印が付されていないため、添付書類として使用できません。

※様式のダウンロードや報告方法等については、ホームページをご確認下さい。

東京都保健医療局＞医療政策＞医療法人の設立・運営＞届出等様式＞医療法人の登記事項の届出

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/hojin/shinsei_hojin/toki.html

5 定款（寄附行為）変更届（医療法人の定款（寄附行為）変更届）（提出方法：紙のみ）

医療法人の事務所の所在地又は公告の方法のみを変更した場合は、定款（寄附行為）変更届を、東京都知事宛てに提出しなければなりません。…… 法第54条の9第5項

ただし、主たる事務所を他の道府県へ移転する場合は、認可権者の変更も必要なため、定款（寄附行為）変更認可申請を行わなければなりません。

その他定款（寄附行為）の条文を変更する必要がある場合も、定款（寄附行為）変更

届の提出ではなく、定款（寄附行為）変更認可申請を行い、東京都知事の認可を受けな

ければなりません。（第4章参照）

なお、定款（寄附行為）変更認可を受けた事項について、別途定款（寄附行為）変更届を提出する必要はありません。

定款（寄附行為）変更届の添付書類は、次のとおりです。

ア 定款（寄附行為）の新旧条文対照表

イ 新定款（新寄附行為）

ウ 定款（寄附行為）を変更することを決議した社員総会（理事会、評議員会）の議事録（写しの場合は原本と相違ない旨の理事長の証明があること。）（記載例あり）

エ 変更後の事務所を登記した登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）

※診療所の所在地以外に事務所を置く場合には、当該事務所の賃貸借契約書の写し、平面図、建物の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を提出してください。

※様式のダウンロードや報告方法等については、ホームページをご確認下さい。

東京都保健医療局＞医療政策＞医療法人の設立・運営＞届出等様式

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/hojin/shinsei_hojin/index.html

6 届出の提出方法

事業報告書等提出書及や経営情報の報告を紙で提出する場合及びその他各種届出は、紙媒体により原則郵送で提出してください。控えの返送が必要な場合は、返送先を記入し必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

なお、事業報告書、経営情報の報告は、WAM-NETでも提出することが可能です。この場合、書面で改めて提出する必要はありません。WAM-NETでの提出方法等については、ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都保健医療局医療政策部医療安全課医療法人担当

電話番号 03-5320-4426（直通）

第4章 定款（寄附行為）変更手続

診療所等の開設又は廃止、役員定数の変更、医療法人名称の変更等により、定款（寄附行為）の条文を変更する必要がある場合は、法令等及び定款（寄附行為）の規定に基づき、社員総会（理事会）の決議を経て、定款（寄附行為）変更認可申請を行い、東京都知事の認可を受けなければなりません。

……… 法第54条の9

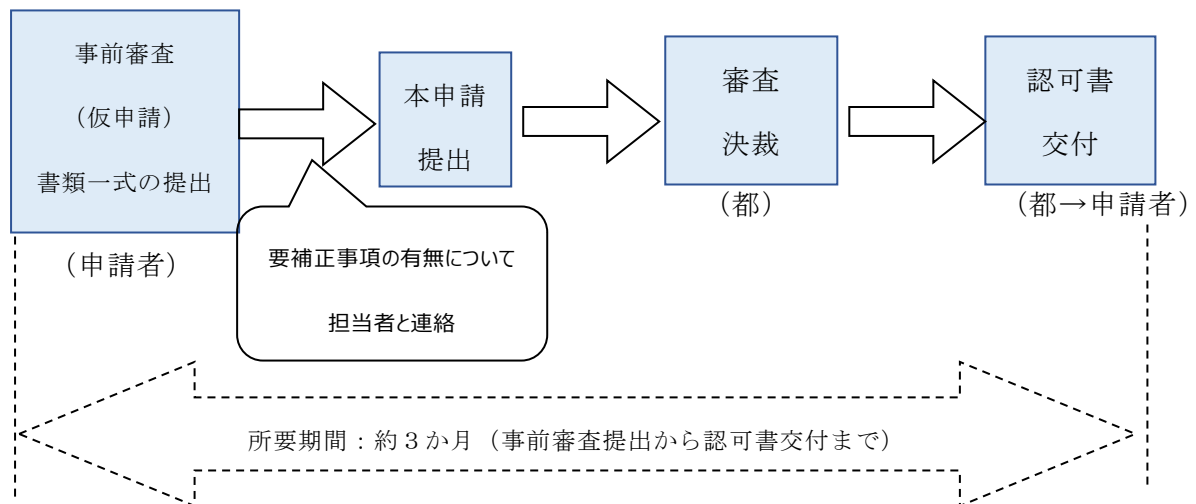
1 定款（寄附行為）変更認可申請

（1）申請の手順と認可時期について

本申請前に、変更認可を受けるために作成した草案一式（仮申請）を提出することにより、事前審査を受けてください。

事前審査（仮申請）から認可書交付までは、おおむね下記の流れになります。

なお、事前審査（仮申請）提出から認可書の交付まで、3か月程度かかりますので、十分に余裕を持ったスケジュールを立てた上で仮申請を行ってください。ただし、必要書類の不足、補正事項が多い場合等は、さらに時間を要することがあります。



（2）申請書類の取り扱いについて

申請書に添付が必要な書類はホームページ上に掲載している「各種認可申請の添付資料一覧」を参照ください。

ア 事前審査（仮申請）

事前審査（仮申請）書類として、レターパック等の記録郵便により原則郵送で御提出ください。提出の際は、当該書類作成者の連絡先電話番号及びメールアドレスのメモも同封してください。なお、一度提出された書類は、返却することができません。

添付すべき登記事項証明書、印鑑登録証明書等の証明書類は写しを提出してください。各種書類への押印の要否については、ホームページ上に掲載している押印の要否についてのとおりですが、議事録以外の押印が必要な書類については、事前審査（仮申請）の段階での押印は不要です。必要な提出部数は、事前審査（仮申請）の段階では1部です。申請書類は、原則として郵送により提出してください。

イ 本申請

本申請については、担当者と調整の上、提出してください。提出部数は、計3部（提出用2部＋控え1部）になります。押印が必要な書類はホームページに掲載している押印の要否についてのとおりです。提出用2部はいずれも原本（2部とも写しを使用する場合は同じ日付で原本と相違ない旨の理事長の証明があること。）が必要です。

登記事項証明書等の証明書類は、原本を1部正本に添付し、他は写しを添付してください。控えは「医療法人の定款変更認可申請書」（表紙）のみでも構いません。

（3）新たに診療所等を開設する場合（移転を含む。）

新たに診療所等を開設する場合（移転を含む。）は、必要な自己資本を確保していること、借入金がある場合は、その借入が確実なものであること、建物又は設備を他の第三者から借りる場合においては賃貸借契約が適正になされていること、開設に関する資金計画が適正であること等を審査します。

必要な書類は下記のとおりです。各書類の作成に当たっては、各様式の作成上の注意及び記入例を確認してください。

ア 医療法人の定款（寄附行為）変更認可申請書

イ 定款（寄附行為）の新旧条文対照表

ウ 新定款（寄附行為）の案文（モデル定款（モデル寄附行為）

※ 医療法改正前の定款（寄附行為）は、改正後の定款（寄附行為）の内容に変更する必要があります。詳細については（5）改正医療法の施行（平成28年9月1日施行）に伴う定款（寄附行為）変更について をご参照ください。

エ 定款（寄附行為）を変更することを決議した社員総会（理事会、評議員会）の議事録（写しの場合は原本と相違ない旨の理事長の証明があること。）（記載例あり）

オ 新たに開設しようとする診療所（病院、介護老人保健施設又は介護医療院）の概要＜添付書類＞

- ・図面 周辺の概略図、建物平面図、フロア全体図（ビルの一室で開設する場合）
- ・賃貸借契約書の写し（覚書が必要な場合は、記載例あり）

※ 医療法人の役員等から不動産を賃借する場合は、「近傍類似値について」を添付してください。

- ・登記事項証明書（土地・建物）（原本）

※テナントビルの一室で開設する場合は土地の登記事項証明書は不要です。

カ 管理者就任承諾書（原本）

＜添付書類＞

- ・医師（歯科医師）免許証の写し（原寸大）

キ 事業計画

＜添付書類＞

- ・借入をする場合は金銭消費貸借契約書の写し
- ・その他契約書の写し（内装工事や医療機器等の見積書又は契約書の写しや、医療施設等を個人開設から法人開設に変更する際に、個人から法人へ設備、医療機器等を引き継ぐ場合の契約書等の写し等）

ク 予算書

＜添付書類＞

- ・収入予算書、支出予算書（各施設毎）
- ・職員給与費内訳書（各施設毎）
- ・入院外来収入内訳書（各施設毎）

ケ 事業報告書等（印刷したものの添付は不要）※

事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、監事の監査報告書について、最新の会計年度についての東京都への提出が完了していること※

※令和7年4月より、定款変更認可申請時の印刷添付は不要としますが、最新の会計年度に係る提出状況や、その内容を確認するとともに、場合によっては追加で説明書の提出を求めます。

コ 勘定科目内訳書

直近の事業年度分で税務署に提出した様式（全頁）

※ 審査を行う中で、以下の事項が確認された場合は、経緯説明を求めるほか、是正を指導します。

- ①貸付（全職員を対象とした福利厚生規程で定めたものを除く。ただし、規定が存在していても役員のみに貸し付けている場合は実質的な剰余金の配当にあ

たり不適当です。)や、役員のみが利用する社宅、車両の保有等それに類する取引等が確認された場合

②医療法人の業務の範囲外の活動が見られた場合

③①のほかに剰余金の配当や利益供与とみなされる行為が確認された場合 等

サ 医療法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）

資産総額の変更や理事長の重任など直近までの登記事項が全て登記されている必要があります。

シ 履歴書、役員就任承諾書、印鑑登録証明書

管理者が新役員の場合は写しでも可（原本は役員変更届の添付書類として提出してください。）

管理者が既に理事に就任している場合は、履歴書（原本）のみ提出してください。

ス 申請提出時の役員名簿

現役役員について都の管理台帳と情報が一致しているか確認します。

セ 出資（寄附）申込書、拠出（基金拠出契約書）※該当する場合のみ

ソ その他

申請内容により追加で提出を求める場合があります。

※ 診療所の開設及び移転の場合は、診療所の名称、所在地の表記方法、開設スケジュール、診療所の設備構造、管理者要件の充足等について、事前に所管の保健所に確認してください。

※ 同一敷地内で移転の場合で、診療所名称や住居表示が変更にならない場合は、定款変更は不要です。

（４）その他の定款（寄附行為）変更について

新たに診療所等を開設する場合（移転を含む。）の他に、下記の定款（寄附行為）変更があります。必要書類については、ホームページ上に掲載している「各種認可申請の添付資料一覧」を参照ください。

ア 新たに附帯業務を開設する場合（移転を含む。）

医療法人が行うことができる附帯業務は、厚生労働省通知の「医療法人の附帯業務について」で定められていますので、事前に附帯業務の指定等を行う所管部署に実施の可否について確認してください。

なお、事前に附帯業務の指定等を行う所管部署に、附帯業務の名称及び認可書が必要な時期も確認してください。

イ 既存診療所の拡張

ウ 既存診療所の廃止

エ 附帯業務の廃止

オ 法人名称の変更

変更する法人名称の使用の可否について、事前に医療安全課医療法人担当の担当者に確認してください。（変更に当たり、理由を詳しく確認する場合があります。）

カ 診療所名称の変更

変更する診療所名称について、必ず所管保健所に確認を行った上で、申請してください。なお、既にほかの医療法人が使用している名称の使用は適切ではありません。

キ 附帯業務の名称変更

ク 役員定数の変更

ケ 医療法改正に伴う条文の変更

コ 会計年度の変更

会計年度の変更に当たっては、定時社員総会の開催月も併せて変更になります。

なお、既に終了した会計年度を遡って変更することはできません。

サ 持分の定めのない医療法人への移行

移行計画の認定制度を利用する場合は、定款変更手続きの前に厚生労働省からの認定を受ける必要があります。

シ その他の条文変更

ビル名の変更、住居表示の変更、文言の修正 等

（５）改正医療法の施行（平成28年9月1日施行）に伴う定款（寄附行為）変更について

定款（寄附行為）変更を行う場合は、医療法改正後の定款（寄附行為）例の内容に変更する必要があります。法人の種類ごとに定款（寄附行為）例が下記のとおり定められています。

	法人の種類	定款・寄附行為例	新旧条文対照表
1	社団医療法人	社団医療法人の定款例	新旧条文対照表（社団医療法人の定款例）
2	社団医療法人 （経過措置型医療法人※）	社団医療法人の定款例 （経過措置型医療法人）	新旧条文対照表（社団医療法人 （経過措置型医療法人）の定款例）

3	財団医療法人	財団医療法人の寄附行為例	新旧条文対照表（財団医療法人の寄附行為例）
---	--------	--------------	-----------------------

※ 経過措置型医療法人とは、平成 19 年 4 月 1 日以前に設立された医療法人又はそれ以前に設立認可申請をし、平成 19 年 4 月 1 日以後に設立認可を受けた法人で持分の定めのある医療法人のことをいいます。

以下の法人の定款（寄附行為）例及び新旧条文対照表は厚生労働省医政局通知を確認してください。

	法人の種類	定款・寄附行為例	新旧条文対照表
4	特定医療法人社団	特定医療法人制度の改正について （平成 15 年医政発第 1009008 号）	医療法人の機関に ついて （平成 28 年医政発 0 3 2 5 第 3 号）
5	特定医療法人財団		
6	出資額限度法人	いわゆる「出資限度額法人」について （平成 16 年医政発第 0831001 号）	
7	社会医療法人社団	社会医療法人の認定について （平成 20 年医政発第 0331008 号）	
8	社会医療法人財団		

（６）申請に当たっての注意点

医療法人に義務付けられている各種届出（事業報告書等や重任の役員変更届等）が未提出であった場合は、本申請の前に届出の提出が必要です。必要な届出が未提出の場合は、申請を受け付けることができない、又は認可までに長期間を要する場合がありますので、注意してください。また、各医療法人の最新の定款・寄附行為は、東京都医療法人情報支援システムから閲覧申請を行うことによっても確認が可能ですので、適宜御利用願います。

２ 定款（寄附行為）変更認可に係る本申請の提出方法

各書類は、原則、郵送により提出してください。

控えの返送が必要な場合は、返送先を記入し必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

【送付・問い合わせ先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都保健医療局医療政策部医療安全課医療法人担当

電話番号 03-5320-4426（直通）

第5章 解散手続

1 医療法人の解散

医療法人が解散するのは、次の場合です。…………… 法第55条第1項、第3項

- (1) 定款（寄附行為）をもって定めた解散事由の発生
- (2) 目的たる業務の成功の不能
- (3) 社員総会の決議（医療法人社団の場合）
- (4) 他の医療法人との合併（合併により当該医療法人が消滅する場合に限る）（第6章参照）
- (5) 社員の欠亡（医療法人社団の場合）
- (6) 破産手続開始の決定
- (7) 設立認可の取消し

このうち、(2) 及び (3) の事由による解散については、医療審議会の意見を聴いたうえでの東京都知事の認可を受けなければ、その効力は生じません。東京都知事宛てに解散認可申請を行ってください。…………… 法第55条第6項、第7項

また、(1) 及び (5) の事由により解散した場合は、医療法人解散届を、東京都知事宛てに提出しなければなりません。…………… 法第55条第8項

2 解散認可申請

あらかじめ医療安全課医療法人担当の担当者とスケジュールを十分に調整の上、仮申請（解散認可を受けるために作成した草案一式）により、事前審査を受けてください。仮申請として提出された書類は、返却することができません。

議事録以外の押印が必要な書類については、仮申請の段階での押印は不要です。提出部数は、仮申請の段階では1部です。申請書類は、原則、郵送により提出してください。

必要な書類は、次のとおりです。…………… 規則第34条

- (1) 医療法人解散認可申請書
- (2) 添付書類

ア 解散理由書（記載例あり）

※ 解散するに至った経緯、理由を具体的かつ詳細に記載すること。

イ 解散することを決議した社員総会（理事会、評議員会）の議事録（写しの場合は原本

と相違ない旨の理事長の証明があること。)(記載例あり)

ウ 財産目録

※作成基準日は仮申請が属する月の直前の月末とすること。

エ 貸借対照表

※作成基準日は仮申請が属する月の直前の月末とすること。

オ 残余財産の処分方法を記載した書類

カ 清算人の住所及び氏名を記した書類(理事以外が清算人に就任する場合)

キ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(原本)

ク 提出日時点の役員名簿

ケ 診療所廃止届の写し(既に保健所へ廃止届を提出している場合)

※ 上記書類の内容を確認するため、その他の書類を提出していただく場合もあります。

※ 本申請については、担当者と調整のうえ提出してください。提出部数は、計3部(提出用2部+控え1部)になります。押印が必要な書類は、提出用2部ともに原本(写しの場合は原本と相違ない旨の証明があること。))が必要です。

※ 申請書類は、原則、郵送により提出してください。

※ 控えは「医療法人解散認可申請書」(表紙)のみでも結構です。

※ 控えの返送を希望される場合は、返送先を記入し必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

3 解散届

解散届は解散・清算人就任の登記後、速やかにご提出ください。

必要な書類は、次のとおりです。

(1) 医療法人解散届

(2) 添付書類

ア 解散することを決議した社員総会(理事会、評議員会)の議事録(写しの場合は原本と相違ない旨の理事長の証明があること。)(記載例あり)

※ 社員の欠亡による解散の場合は、退社届等社員が欠亡したことが確認できる資料

イ 財産目録

ウ 貸借対照表

エ 残余財産の処分方法を記載した書類(記載例あり)

オ 解散及び清算人就任を登記した登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）

※ 上記書類の内容を確認するために、その他の書類を提出していただく場合もあります。なお、届出者は清算人となります。

4 解散認可後・解散届提出後の手続

（１）解散認可の場合

①解散登記、清算人就任の登記

②官報に掲載して公告（２か月以内に３回以上）……法第56条の8第1項、第4項

③清算終了登記

※ ①及び③の登記が完了した後に、それぞれ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）を添付して、医療法人の登記事項の届出を提出してください。

（２）解散届の場合

①解散登記、清算人就任の登記

②解散届を提出

③官報に掲載して公告（２か月以内に３回以上）……法第56条の8第1項、第4項

④清算終了登記

※ ③の登記が完了した後に、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）を添付して、医療法人の登記事項の届出を提出してください。なお、いずれも届出者は清算人となります。

第6章 合併手続

1 医療法人の合併の種類

医療法人は、他の医療法人と合併することができます。この場合においては、合併をする医療法人は、合併契約を締結しなければなりません。…………… 法第57条

(1) 吸収合併

医療法人が他の医療法人とする合併であって、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併後存続する医療法人に承継させるものをいいます。…………… 法第58条

(2) 新設合併

2以上の医療法人がする合併であって、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併に伴い新設する医療法人に承継させるものをいいます。…………… 法第59条

2 合併の手続

(1) 合併契約

吸収合併をする場合には、吸収合併存続医療法人と吸収合併消滅医療法人との間で、吸収合併契約を締結しなければなりません。

また、新設合併をする場合には、新設合併設立医療法人と吸収合併消滅医療法人との間で、新設合併契約を締結しなければなりません。…………… 法第58条、法第59条

(2) 社員総会、理事会の決議

社団たる医療法人にあつては、吸収合併契約又は新設合併契約について、当該医療法人の総社員の同意を得なければなりません。財団たる医療法人にあつては、寄附行為に吸収合併又は新設合併をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸収合併又は新設合併をことができ、吸収合併契約又は新設合併契約について、理事の3分の2以上の同意を得なければなりません。…………… 法第58条の2、法第59条の2

(3) 都知事の認可

吸収合併又は新設合併は、吸収合併存続医療法人又は新設合併設立医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じません。また、都道府県知事は、当該認可をし、又は認可をしない処分をするにあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければなりません。

…………… 法第58条の2、法第59条の2

(4) 債権者保護手続

合併の認可があったときは、その認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければなりません。…………… 法第58条の3

合併の認可の通知のあった日から2週間以内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。ただし、その期間は、2月を下ることができません。

…………… 法第58条の4

(5) 合併の効力の発生

吸収合併及び新設合併は、吸収合併存続医療法人又は新設合併設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において組合等登記令の定めるところにより登記をすることによって、その効力が生じます。…………… 法第58条の6、法第59条の4

3 合併認可申請

(1) 合併認可申請手続

申請手続については、東京都公式ホームページ内の「医療法人設立、合併及び分割認可等に係る年間スケジュール」を確認してください。

(2) 吸収合併認可申請の必要書類

ア 吸収合併認可申請書

イ 合併理由書

ウ 法第58条の2第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類(合併することを決議した社員総会又は理事会の議事録の写し。原本と相違ない旨の理事長の証明があること。)

エ 吸収合併契約書の写し

オ 吸収合併後の吸収合併存続医療法人の定款又は寄附行為

カ 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の定款又は寄附行為

キ 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表

ク 吸収合併存続医療法人の吸収合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

ケ 吸収合併存続医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書

- コ 吸収合併存続医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- サ 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の勘定科目内訳書
- シ 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ス 吸収合併前の吸収合併存続医療法人、吸収合併消滅医療法人及び吸収合併後の吸収合併存続医療法人の医療法人の概要

（３）新設合併認可申請の必要書類

- ア 新設合併認可申請書
- イ 合併理由書
- ウ 法第59条の2の手続を経たことを証する書類（合併することを決議した社員総会又は理事会の議事録の写し。原本と相違ない旨の理事長の証明があること。）
- エ 新設合併契約書の写し
- オ 新設合併後の新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為
- カ 新設合併前の新設合併消滅医療法人の定款又は寄附行為
- キ 新設合併前の新設合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表
- ク 新設合併設立医療法人の新設合併後２年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- ケ 新設合併設立医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- コ 新設合併設立医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- サ 新設合併前の新設合併消滅医療法人の勘定科目内訳書
- シ 新設合併前の新設合併消滅医療法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ス 新設合併前の新設合併消滅医療法人及び新設合併設立医療法人の医療法人の概要

４ 持分の定めのある医療法人の合併

吸収合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であって、吸収合併存続医療法人の定款において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、国若しくは地方公共団体、医療法第31条に定める公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの及び持分の定めのない医療法人以外の者を残余財

産の帰属すべき者として規定することができます。

なお、合併前の医療法人のいずれかが持分の定めのない医療法人である場合においては、合併後は、持分の定めのない医療法人となります。

新設合併設立医療法人は、医療法人の新設を行うこととなるため、新設合併前の医療法人がいずれも持分の定めのある医療法人である場合であっても、新設合併設立医療法人は持分の定めのない医療法人となります。

第7章 分割手続

1 医療法人の分割の種類

「分割」とは、法定の手続によって行われる医療法人相互間の契約であり、当事者たる医療法人が事業に関して有する権利義務の全部又は一部が他の存続する医療法人又は新設の医療法人に移転する効果を持つものです。

(1) 吸収分割

吸収分割は、医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の医療法人に承継させるものをいいます。…………… 法第60条

(2) 新設分割

新設分割は、1又は2以上の医療法人がする分割であって、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割に伴い新設する医療法人に承継させるものをいいます。…………… 法第61条

2 分割制度の対象法人

社会医療法人、特定医療法人、持分の定めのある医療法人及び法第42条の3第1項の規定による実施計画の認定を受けた医療法人は、分割制度の対象とすることができません。

3 分割の手続

(1) 吸収分割契約の締結又は新設分割計画の作成

医療法人が吸収分割をする場合には、吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人との間で、吸収分割契約を締結しなければなりません。

また、新設分割をする場合には、新設分割計画を作成しなければなりません。

…………… 法第60条、法第61条

(2) 社員総会、理事会の決議

社団たる医療法人にあつては、吸収分割契約又は新設分割計画について、当該医療法人の総社員の同意を得なければなりません。財団たる医療法人にあつては、寄附行為に吸収分割又は新設分割をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸収分割又は新設分割をすることができ、吸収分割契約又は新設分割計画について、理事の3分の2以上の同意を得なければなりません。…………… 法第60条の3、法第61条の3

(3) 都知事の認可

吸収分割又は新設分割は、吸収分割医療法人、吸収分割承継医療法人又は新設分割医療法人、新設分割設立医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事（主たる事務所の所在地が二以上の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、主たる事務所の所在地の全ての都道府県知事）の認可を受けなければ、その効力は生じません。

また、都道府県知事は、当該認可をし、又は認可をしない処分をするにあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければなりません。

… 法第60条の3、法第61条の3

(4) 債権者保護手続

分割の認可があったときは、その認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければなりません。 …… 法第60条の4、法第61条の3

分割の認可の通知のあった日から2週間以内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。ただし、その期間は、2月を下ることができません。

…… 法第60条の5、法第61条の3

(5) 分割の効力の発生

吸収分割及び新設分割は、吸収分割承継医療法人又は新設分割設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において登記令の定めるところにより登記をすることによって、その効力が生じます。 …… 法第60条の7、法第61条の5

4 分割認可申請

(1) 分割認可申請手続

申請手続については、東京都公式ホームページ内の「医療法人設立、合併及び分割認可等に係る年間スケジュール」を確認してください。

(2) 吸収分割認可申請の必要書類

ア 吸収分割認可申請書

イ 吸収分割理由書

ウ 法第60条の3第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類(吸収分割することを決議した社員総会又は理事会の議事録の写し(原本と相違ない旨の理事長の証明があること。))

- エ 吸収分割契約書の写し
- オ 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為
- カ 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為
- キ 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人のその時点での財産目録及び貸借対照表
- ク 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の吸収分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- ケ 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- コ 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人が開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- サ 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の勘定科目内訳書
- シ 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ス 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の吸収分割前及び吸収分割後の医療法人の概要

（3）新設分割認可申請の必要書類

- ア 新設分割認可申請書
- イ 新設分割理由書
- ウ 第61条の3の経手を経たことを証する書類（新設分割することを決議した社員総会又は理事会の議事録の写し（原本と相違ない旨の理事長の証明があること。））
- エ 新設分割計画の写し
- オ 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為
- カ 新設分割前の新設分割医療法人の定款又は寄附行為
- キ 新設分割前の新設分割医療法人のその時点での財産目録及び貸借対照表
- ク 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新設分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- ケ 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- コ 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人が開設しようとする病院、診療所、

介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

サ 新設分割医療法人の勘定科目内訳書

シ 新設分割医療法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ス 新設分割医療法人の新設分割前及び新設分割後の医療法人の概要

セ 新設分割設立医療法人の医療法人の概要

第8章 そ の 他

1 医療法人に対する指導監督

(1) 報告・検査

医療法人の業務や会計が、法令、法令に基づく東京都知事の処分、定款（寄附行為）に違反している疑いがある場合や、その運営が著しく適正を欠く疑いがあると認められる場合は、医療法人に対し、報告を求めることや、医療法人の事務所に立入り、検査をすることがあります。…………… 法第63条

(2) 法令等の違反に対する措置

東京都知事は、医療法人の業務や会計が、法令、法令に基づく東京都知事の処分、定款（寄附行為）に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることがあります。また、医療法人がこの命令に従わない場合は、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることや、役員解任を勧告することがあります。…………… 法第64条

(3) 設立認可の取消し

医療法人が、成立した後又はすべての診療所等を休止若しくは廃止した後、正当な理由なく1年以内に診療所等を開設しないとき又は再開しないときは、設立認可を取り消すことがあります。…………… 法第65条

また、医療法人が法令に違反し、又は法令に基づく知事の命令に違反した場合、他の方法により監督の目的を達することができないときは、設立の認可を取り消すことがあります。…………… 法第66条

(4) 罰 則

医療法人の医療法違反に関しては、法第77条から第94条までの規定に基づく罰則の適用があります。

2 様々な医療法人

(1) 特定医療法人

租税特別措置法第67条の2の規定により、国税庁長官の承認を得て法人税の軽減税率が適用される医療法人を、特定医療法人といいます。

(2) 社会医療法人

法第42条の2第1項各号の要件を満たし、都道府県知事の認定を受けた医療法人を、社会医療法人といいます。社会医療法人は、開設する病院等の業務に支障がない限り、その収益を病院等の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める収益業務を行うことができます。

……… 法第42条の2第1項

ただし、収益業務に関する会計は、医業に関する会計と区分し、特別の会計として経理しなければなりません。

……… 法第42条の2第3項

また、社会医療法人は、法第54条の2から第54条の8までの規定に基づき、社会医療法人債の発行による資金調達を行うことができます。

(3) 出資額限度法人

持分の定めのある医療法人であって、定款に、社員の退社時における出資持分返還請求権や医療法人の解散時における残余財産分配請求権が医療法人の財産に及ぶ範囲について、払込済出資額を限度とすることを明らかにしている医療法人を、出資額限度法人といいます。

(4) 経過措置型医療法人

平成19年3月31日以前に設立した医療法人又はそれ以前に設立認可申請をし、平成19年4月1日以後に設立した医療法人で、持分の定めのある医療法人（出資額限度法人を含む。）を代表とする、残余財産の帰属先に制限を設ける必要のない医療法人を、経過措置型医療法人といいます。

経過措置型医療法人が持分の定めのない医療法人への移行の定款変更認可を受けた場合には、経過措置型医療法人に戻ることができません。

(5) 地域医療連携推進法人

地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針（医療連携推進方針）を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人で、都道府県知事の認定（医療連携推進認定）を受けたものを、地域医療連携推進法人といいます。